

市民生活

自治会活動等

自治会への助成制度については、1市3町で異なりますので、合併後3年を目途に見直し、統合します。
また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一します。

【主な事業】

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
広報紙の配布	新聞折込 (1日.15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込			新聞折込 (1日.15日号)
自治会運営助成	<ul style="list-style-type: none"> 均等割額 9,000円 世帯割額 200円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割額 35,000円 世帯割額 244円 自治会館等運営費 50,000円 	無	無	合併後3年を目途に見直し、統合します。
集会所建設等助成	<ul style="list-style-type: none"> 土地購入額の1/2 建物の購入、建設、増改築経費の1/2 融資制度有り 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の新築経費の1/3以内 建物の増改築、修繕経費の1/2以内 (ただし、身体障害者スロープ・トイレ・手すり等は2/3以内) 付帯設備整備経費の1/2以内 	<ul style="list-style-type: none"> 土地購入額の1/2以内 建物の購入、新築、増改築経費の1/3 融資制度有り 	無	合併後3年を目途に見直し、統合します。
防犯灯助成	(設置) 設置費の90%	(設置) 町	(設置) 町	(設置) 町	合併後3年を目途に見直し、統合します。
	(電気料) 電気料の90%	(電気料) 町	(電気料) 町	(電気料) 町	
	(維持管理) 700円/灯	(維持管理) 800円/灯	(維持管理) 800円/灯	(維持管理) 町	

- ※ 運営助成は、単位自治会に対して交付されるものに限ります。
- ※ 集会所建設等助成制度には、対象面積や助成額に制限があります。



自主防災組織

自主防災組織体制については、現行のまま新市に引継ぐものとし、防災活動等に対する助成については、当面、現行の助成制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しをします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
内容	単位 434組織 地区連合 18組織	単位 12組織	単位 59組織	単位 41組織	現行どおり
組織編成時の助成	標旗、ヘルメット等の物品配付	無	無	1組織 30,000円の助成	現行どおり
活動助成金	防災機材購入等に対する2分の1を助成 (世帯数により限度額あり) 【単位】 ～99世帯 20,000円 ～299世帯 40,000円 ～599世帯 60,000円 ～899世帯 80,000円 ～1499世帯 100,000円 ～2499世帯 150,000円 2500世帯以上 200,000円 【地区連合】 100,000円	均等割 50,000円 世帯割 40円/世帯	資機材購入費に対する3分の2を助成 均等割 10,000円 世帯割 50円/世帯 ・メイン会場加算額 15,000円×8箇所	均等割 10,000円 世帯割 100円/世帯	現行どおり



住民相談

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
市(町)民相談	相談窓口を常設	相談は、関連の担当課職員が対応			相談需要の測定を行い、3年を目途に実施内容を見直します。
法律相談 (開催回数)	月16回	月2回	月1回	2ヶ月に1回	
特設相談 (相談項目)	10	2	2	2	

※特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家が助言をしています。

SAGAMIHARA
SHIROYAMA
TSUKUI
SAGAMIKO